

平成三十一年二月十九日受領
答 弁 第 三 一 号

内閣衆質一九八第三一号

平成三十一年二月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森殿

衆議院議員松原仁君提出昭和四十年日韓請求権協定に違反する朝鮮半島出身労働者による損害賠償請求に
関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員松原仁君提出昭和四十年日韓請求権協定に違反する朝鮮半島出身労働者による損害賠償請

求に関する質問に対する答弁書

一について

政府としては、日本企業の正当な経済活動の保護の観点から適切な対応を講ずる考えであり、そのための様々な措置を検討してきているところであるが、これ以上の詳細については、今後の対応に支障を来すおそれがあることから、お答えすることは差し控えたい。